

恵庭市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、以下のものを指定納付受託者に指定したので、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第30条第2項の規定により次のように告示する。

令和5年3月28日

恵庭市長 原 田



1. 指定納付受託者の住所及び名称
札幌市中央区大通西3丁目11番地
株式会社札幌北洋カード

2. 指定納付受託者の指定をした日
令和5年3月28日

3. 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類

(1) 市民課で取り扱う諸証明等に関する事務手数料

戸籍謄本	印鑑登録
戸籍抄本	印鑑登録証
戸籍記載事項証明	自動車臨時運行
受理等の証明	住民票の写し
除籍謄本	住民票記載証明
除籍抄本	戸籍の附票
除籍記載事項証明	住民票閲覧
身分証明書	ねんきん現況証明
その他の証明	住民票広域交付

(2) 税務課及び債権管理課で取り扱う諸証明書等に関する事務手数料

納税証明	土地評価証明
営業証明（個人）	土地公課証明
営業証明（法人）	土地図面証明
営業廃止証明（個人）	家屋資産証明
営業廃止証明（法人）	家屋評価証明
所得証明	家屋公課証明
市民税課税証明	家屋滅失証明
非課税証明	租税特別措置法による証明
扶養証明	固定資産税課税証明
住民税決定証明	課税台帳閲覧
市民税諸証明	固定資産諸証明
土地資産証明	

4. 指定納付受託者が歳入等を納付する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がないときは、期間満了の翌日から同一条件にて1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。